

(1) 公害防止管理値

ア 工場排出ガス基準

煙突出口において、表 2-6、表 2-7 及び表 2-8 に示す基準を遵守すること。

表 2-6 工場排出ガス基準

項目	基準値	備考
塩化水素	10 ppm 以下	乾きガス 酸素濃度 12%換算値
硫黄酸化物	8 ppm 以下	
窒素酸化物	20 ppm 以下	
ばいじん量	0.01 g/m ³ N 以下	
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/ m ³ N 以下	
水銀	30 µg/ m ³ N 以下	

表 2-7 有害物質の排出口における規制基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

項目	K	項目	K
アニシジン	1.87	銅及びその化合物	0.0340
アンチモン及びその化合物	0.204	鉛及びその化合物	0.0680
N-エチルアニリン	3.68	バナジウム及びその化合物	0.0340
塩化水素 注1)	—	ベリリウムその化合物	0.00340
塩素	3.23	ホスゲン	0.751
カドミウム及びその化合物	0.0170	ホルムアルデヒド	0.456
クロロニトロベンゼン	0.34	マンガン及びその化合物	0.136
臭素	0.728	N-メチルアニリン	3.26
水銀及びその化合物 注2)	0.0340		

$$C = K \times S / Q$$

C：有害物質の種類ごとの量 (mg/m³N)

K：有害物質ごとに上表に掲げる値

S：表 2-8 に掲げる条件ごとに定めた式により算出される値

Q：温度が摂氏 0℃で 1 気圧の状態に換算した排出ガス量 (m³/min)

注 1) 塩化水素は本施設には適用されない

注 2) 水銀及びその化合物は表 2-6 工場排出ガス基準がより厳しい値である

(1) 公害防止管理値

イ 工場排出ガス基準

煙突出口において、表 2-6、表 2-7 及び表 2-8 に示す基準を遵守すること。

表 2-6 工場排出ガス基準

項目	基準値	備考
塩化水素	10 ppm 以下	乾きガス 酸素濃度 12%換算値
硫黄酸化物	8 ppm 以下	
窒素酸化物	20 ppm 以下	
ばいじん量	0.01 g/m ³ N 以下	
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/ m ³ N 以下	
水銀	30 µg/ m ³ N 以下	

表 2-7 有害物質の排出口における規制基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

項目	K	項目	K
アニシジン	1.87	銅及びその化合物	0.340
アンチモン及びその化合物	0.204	鉛及びその化合物	0.0680
N-エチルアニリン	3.68	バナジウム及びその化合物	0.0340
塩化水素 注1)	—	ベリリウムその化合物	0.00340
塩素	3.23	ホスゲン	0.751
カドミウム及びその化合物	0.0170	ホルムアルデヒド	0.456
クロロニトロベンゼン	0.34	マンガン及びその化合物	0.136
臭素	0.728	N-メチルアニリン	3.26
水銀及びその化合物 注2)	0.0340		

$$C = K \times S / Q$$

C：有害物質の種類ごとの量 (mg/m³N)

K：有害物質ごとに上表に掲げる値

S：表 2-8 に掲げる条件ごとに定めた式により算出される値

Q：温度が摂氏 0℃で 1 気圧の状態に換算した排出ガス量 (m³/min)

注 1) 塩化水素は本施設には適用されない

注 2) 水銀及びその化合物は表 2-6 工場排出ガス基準がより厳しい値である